

京都府公報

号外 第19号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ	訓 令	ページ
○京都府証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)	1	○京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (医療課)	32
○京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (防災消防企画課)	々		
○京都府府税規則等の一部を改正する規則 (税務課)	2	○京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令 (医療課)	33

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

- 京都府証紙規則の一部を改正する規則
- 京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
- 京都府府税規則等の一部を改正する規則
- 京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年9月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第38号

京都府証紙規則の一部を改正する規則

京都府証紙規則（昭和39年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。
第12条中「100分の2.16」を「100分の2.2」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

京都府規則第39号

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項の(1)中「6,500円」を「6,600円」に改め、同項の(2)中「4,500円」を「4,600円」に改め、同項の(3)中「3,600円」を「3,700円」に改め、同表の37の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の53の項の(1)中「9,000円」を「9,300円」に、「以下」を「以下この項及び113の項において」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項の(2)

中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項の(3)及び(4)中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同項の(5)中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項の(6)中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同項の(7)中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表の113の項中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府規則第40号

京都府府税規則等の一部を改正する規則

(京都府府税規則の一部改正)

第1条 京都府府税規則(昭和30年京都府規則第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「自動車取得税(第43条—第55条)」を「削除」に、「第58条」を「第57条の10」に改める。

第3条第4項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第3号」に改め、同項中「自動車取得税及び」を削る。

第7条第1項中「第44条、第45条第3項第4号、第47条第1項、第55条、第56条及び第57条の9」を「第56条、第57条の9、第57条の11、第57条の12第3項第4号、第57条の14第1項及び第57条の22」に改め、同項第1号中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、「によつて」を「により」に改め、同項第6号中「地方人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項に次の1号を加える。

(10) 自動車税の環境性能割に係る不足税額並びにその延滞金、不申告加算金、過少申告加算金及び重加算金 別記

第7号の3の2様式による自動車税の環境性能割に係る更正、決定及び加算金の決定の通知書

第7条第4項及び第5項中「によつて」を「により」に改める。

第8条第3項中「地方人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第12条第3項中「第69条第3項」を「第63条の3第3項」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第43条から第55条まで 削除

第9章中第58条の前に次の13条を加える。

(環境性能割の証紙等)

第57条の10 条例第63条の9第1項の規定により申告書又は修正申告書に貼り付けるべき証紙は、京都府証紙条例(昭和39年京都府条例第41号。以下「証紙条例」という。)により府が発行する証紙とする。

2 条例第63条の9第2項の規則で定める印は、別記第65号の2様式とする。

3 条例第63条の9第2項の規則で定める納税済印は、別記第65号の3様式とする。

(収納計器取扱者の指定等)

第57条の11 条例第63条の10第1項の規定により証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の取扱者の指定を受けようとする者は、収納計器取扱者指定願書を知事に提出しなければならない。

2 収納計器の取扱いの指定を受けた者(以下「収納計器取扱者」という。)は、その氏名若しくは名称、取扱場所等を変更したとき又は取扱いをやめようとするときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、次に掲げる場合においては、収納計器取扱者の指定を取り消すことがある。

(1) 収納計器により表示した額と異なる額に相当する金額を受領したとき。

(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

(3) その他収納計器取扱者として不適当と認めるとき。

(始動票札の出納保管等)

第57条の12 収納計器の始動に必要な票札(以下この条及び第57条の14において「始動票札」という。)の出納及び保管は、京都府自動車税管理事務所の出納員(以下この条及び第57条の14において「出納員」という。)が行う。

2 収納計器取扱者は、始動票札の交付を受けようとするときは、始動票札に表示された額に相当する金銭を府に払い込まなければならない。

3 始動票札は、これを返還して現金の還付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 収納計器を変更したとき。

(2) 収納計器による徴収の方法を廃止したとき。

(3) 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。

(4) その他知事がやむを得ないと認めるとき。

4 収納計器取扱者は、使用済みの始動票札を、使用の済んだ日の翌日までに出納員に返還しなければならない。

(収納計器により表示する印影等)

第57条の13 条例第63条の10第3項の規則で定める収納計器により表示する印影の形式は、別記第65号の4様式とする。

2 収納計器により印影を申告書に表示されたときは、当該印影に表示された額に相当する金銭の還付を受け、又は他の申告書に表示された印影を使用することができない。

3 収納計器取扱者は、印影を過誤表示したときは、当該印影を別記第65号の5様式により判明に消さなければならない。この場合において、過誤表示した額に相当する金銭の還付を請求することができる。

(収納計器取扱手数料)

第57条の14 収納計器取扱者に対する収納計器取扱手数料は、始動票札に表示された金額に100分の1を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が別に定める。

2 前項の手数料は、出納員が始動票札を交付する際に支払うものとする。

3 第1項の手数料は、第57条の12第2項の規定により収納計器取扱者が始動票札の交付を受けようとする際に払い込まなければならない金額から手数料相当額について繰替払をすることにより支払うことができる。

4 収納計器取扱者は、第57条の12第3項ただし書の規定により始動票札を返還して現金の還付を受けようとするとき又は前条第3項の規定により過誤表示した額に相当する金銭の還付を受けようとするときは、当該還付を受けようとする金額に対応する手数料を返納しなければならない。

(環境性能割に係る修正申告書の様式)

第57条の15 法第161条第2項に規定する修正申告書の様式は、別記第65号の6様式による。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務免除申告書の様式等)

第57条の16 条例第63条の12第1項の規定による納税義務の免除を受けようとする者は、別記第65号の7様式による申告書を知事に提出するものとする。この場合において、当該申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 譲渡担保財産の設定及び移転の事実を証する文書又はその事実を証するに足りる事項を記載した文書

(2) 譲渡担保財産の移転に係る登録又は届出事項を証する文書

2 法第164条第2項の申告は、別記第65号の8様式による申告書により行わなければならない。この場合において、当該申告書には、条例第63条の12第1項の規定の適用があるべき旨を証するに足りる書類を添付しなければならない。

3 条例第63条の12第4項の規則で定める様式は、別記第65号の9様式による。

4 条例第63条の12第4項の規則で定める書類は、第1項各号に掲げるものとする。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の還付又は納税義務免除申請書の様式)

第57条の17 条例第63条の13第3項の規則で定める様式は、別記第65号の10様式による。この場合において、当該申請書には、同条第1項の規定の適用がある旨を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(条例第63条の14第1項第1号の規則で定める額)

第57条の18 条例第63条の14第1項第1号の規則で定める額は、震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害により自動車が滅失し、又は損壊した日の前日における同項に規定する被災自動車の通常の取得価額として省令第9条の3の規定に準じて知事が算定した金額とする。

(条例第63条の14第1項第3号の一般貸切用バス)

第57条の19 条例第63条の14第1項第3号に規定する規則で定める一般貸切用バスは、地域住民の生活に必要なバス路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつたため廃止された平均乗車密度15人以下のバス路線（以下この条において「廃止路線」という。）に代わるバス路線であつて、次に掲げる基準に該当するもの（以下「代替路線」という。）の運行の用に供するものとして、知事が認めたものとする。

(1) 輸送目的が当該廃止路線の運行系統の運送目的と同じであること。

(2) 当該廃止路線が廃止された日後1年以内に運行が再開されていること。

(3) 他の路線バス事業者の運行系統、鉄道又は軌道と競合しないこと。

(条例第63条第1項第6号の下肢等障害者)

第57条の20 条例第63条第1項第6号の規則で定める者（以下「下肢等障害者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級から4級までの各級
平衡機能障害	3級及び5級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	1級から3級までの各級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能）	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能）	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級及び4級
腎臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸機能障害	1級、3級及び4級
小腸機能障害	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第6項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 法第34条第1項第6号に規定する特別障害者のうち18歳未満の重度の知的障害者又は18歳以上の重度の知的障害者で引き続き通院等の必要があると認められるもの

(4) 次に掲げる障害を有する者

ア 精神障害者保健福祉手帳（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費受給者番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害（以下「1級精神障害」という。）を有する者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の規定による精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者のうち国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の精神障害と同程度の障害（以下「1級相当精神障害」という。）を有する者

（環境性能割の減免申請書の様式等）

第57条の21 条例第63条の14第2項の規則で定める様式は、別記第65号の11様式から別記第65号の13様式までの様式による。

2 条例第63条の14第1項第4号又は第5号に掲げる自動車に係る環境性能割の減免を受けようとする者が、前項に定める様式による申請書を提出する場合は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 次に掲げる者にあつては、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 前条第1号に掲げる者 身体障害者手帳

イ 前条第2号に掲げる者 戦傷病者手帳

ウ 前条第3号に掲げる者 重度の知的障害の状態にあることを証する権限のある機関が発行する書類

エ 前条第4号に掲げる者 同号に規定する障害の状態にあることを証する権限のある機関が発行する書類

(2) 下肢等障害者、下肢等障害者と生計を一にする者若しくは下肢等障害者を常時介護する者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証又はこれに代わるものとして知事が認めるもの（環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出）

第57条の22 省令第9条の14の規定による環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料の提出は、毎年6月30日までに、別記第65号の14様式により行われなければならない。

第58条の見出しを「(種別割の課税免除)」に改める。

第58条の2（見出しを含む。）及び第58条の2の2（見出しを含む。）中「第63条の3第1項」を「第69条第1項」に改める。

第58条の3の見出し及び同条第1項中「第63条の3第3項第1号」を「第69条第3項第1号」に改め、同条第2項及び第3項中「によつて」を「により」に改める。

第58条の3の2の見出し及び同条第1項中「第63条の3第3項第2号」を「第69条第3項第2号」に改める。

第58条の3の3の見出し中「第63条の3第3項第3号」を「第69条第3項第3号」に改め、同条中「第63条の3第3項第3号」を「第69条第3項第3号」に、「によつて」を「により」に改める。

第58条の3の4の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第63条の3第5項」を「第69条第5項」に、「別記第52号様式」を「別記第65号の11様式」に改め、同条第2項中「第54条第2項」を「第57条の21第2項」に、「第63条の3第2項第1号」を「第69条第2項第1号」に、「第56条第1項第4号」を「第63条の14第1項第4号」に、「自動車取得税」を「環境性能割」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「第63条の3第9項」を「第69条第9項」に改める。

第58条の3の5（見出しを含む。）中「第63条の4第1項」を「第70条第1項」に改める。

第58条の3の6の見出しを「(第70条第1項第3号の事由)」に改め、同条中「第63条の4第1項第3号」を「第70条第1項第3号」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第58条の3の7（見出しを含む。）中「第63条の4第2項」を「第70条第2項」に改める。

第58条の4の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条第2項及び第3項中「とする」を「による」に改め、同条第4項中「第44条から第47条」を「第57条の11から第57条の14」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項を附則第5項とし、附則第8項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 条例附則第15条の4の11第1項の規則で定める障害は、第57条の20第1号若しくは第2号に定める障害（音声機能障害を除く。）、同条第3号に掲げる者が有する重度の知的障害又は1級精神障害若しくは1級相当精神障害とする。

附則第9項中「平成33年12月31日」を「令和3年12月31日」に改め、同項を附則第8項とする。

別記第5号様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

別記第7号の2様式を次のように改める。

第7号の2様式 削除

別記第7号の3様式の次に次の1様式を加える。

第7号の3の2様式（第7条関係）

自動車税の環境性能割に係る 更正、決定及び加算金の決定 の通知書										
第 号		納 税 者								
年度		住所(所在地)								
府 税		氏名(名 称)								
更正又は決定の基礎となった自動車	自動車の車名等	登録等の番号			取得年月日等	取得年月日		年月日		
		車 名				申告書	提出期限		・ ・	
		型 式					提出日		・ ・	
		年 式								
不足金額の更正又は決定	区 分			課税標準額	税 率	税 額				
	申告によるもの			円		(ア) 円				
	更正又は決定によるもの			円		(イ) 円				
	再更正によるもの			円		(ウ) 円				
差引不足金額 (イ)-(ア)又は(ウ)-(イ)						(エ) 円				
加算金の決定	区 分		計算の基礎 計算の基礎となる税額(当該税額に1,000円未満の端数があるとき又は当該税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。以下「不足金額」という。)に該当の率を乗じて計算した確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。				金 額			
	過少申告加算金	対象不足金額		円	%	(オ) 円				
		加重対象金額		円	%	(カ) 円				
						計(オ)+(カ) (キ) 円				
	不申告加算金	申告金額		円	%	(ク) 円				
		不足金額		円	%	(ケ) 円				
		加重対象金額		円	%	(コ) 円				
						計(ク)+(ケ) (ク) 円				
		地方税法第171条第4項による額		円	%	(サ) 円				
	申告書提出期限									
申告書提出日										
重加算金	基礎税額		円	期限内申告 %	(シ) 円					
				期限後申告 %						
計		(キ)、(コ)、(サ)、(シ)				(ス) 円				
納付すべき金額 (エ)+(ス)			円	納付のための指定期限		年 月 日				
納 付 場 所										
<p>地方税法第168条並びに第171条及び第172条の規定により、上記のとおり自動車税の環境性能割に係る課税標準額及び税額を 更正・決定・再更正 し、並びにこれに対する加算金額を決定したので通知します。</p> <p>納付すべき金額は、指定期限までに納付書によつて納付してください。</p> <p>なお、申告納付をすべき納期限の翌日から、納付の日までの日数に応じて不足金額(不足金額に1,000円未満の端数があるとき又は不足金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)につき年14.6パーセントの割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算した延滞金(この通知書による指定期限までの期間又は当該指定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、申告納付をすべき納期限の翌日から、納付の日又はこの通知書による指定期限の翌日から1月を経過する日のいずれか早い方の日までの日数に応じて不足金額につき年7.3パーセントの割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合))を乗じて計算した延滞金)を加算して納付してください。</p> <p>年 月 日</p>										
								京都府自動車税管理事務所長		
								印		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この文書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に京都府知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、1の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都府を被告として(京都府知事が被告の代表者となります。)提起しなければならないこととされています。
- 3 2の訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又はその他裁決を経ないことに正当な理由があるときには裁決を経ないでも訴えを提起することができます。

備考 この様式は、必要に応じ、事項の配列の順序を変更し、又は加除をすることができる。

別記第17号様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

別記第18号様式中「自動車税・個人事業税」を「個人事業税・自動車税の種別割」に、「自動車税又は個人事業税」を「個人事業税又は自動車税の種別割」に改め、同様式の備考中「加除することができる」を「加除することができる。」に改める。

別記第22号の2様式の1を次のように改める。

- 1 道路運送車両法の規定に基づき自動車の所有者が提出する証明書に係るもの



(直径3.5センチメートル)

別記第23号の2様式の(裏)の備考の1中「自動車税」の右に「の種別割」を加える。

別記第33号様式及び別記第33号の2様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

別記第43号様式から別記第55号様式までを次のように改める。

第43号様式から第55号様式まで 削除

別記第65号様式の次に次の13様式を加える。

第65号の2様式(第57条の10関係)



(直径3.0センチメートル)

備考 必要に応じ、符号を入れるものとする。

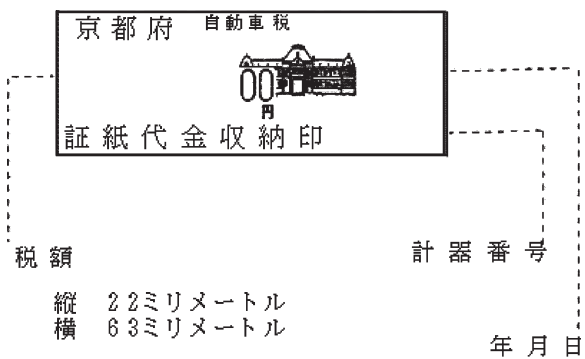
第65号の3様式(第57条の10関係)



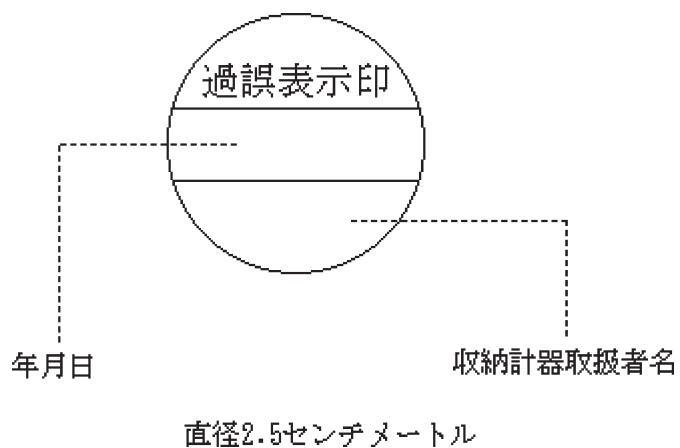
(直径3.0センチメートル)

備考 必要に応じ、符号を入れるものとする。

第65号の4様式（第57条の13関係）



第65号の5様式（第57条の13関係）



第65号の6様式（第57条の15関係）

		処理事項		審査	調定済印	台帳登載者
受付印 京都府自動車税管理事務所長 様		年 月 日		納税者	住所 (所在地)	
					氏名 (名称)	印
自動車税の環境性能割の修正申告書						
申告する自動車	登録番号		初度登録年		年	
	車名		車台番号			
	型式		類別区分番号			
	設置場 (使用の本拠の位置)					
	譲渡人	住所				
氏名						
納付すべき税額	既に納付が確定しているもの (ア)		修正申告によるもの (イ)		差引納付すべき額 (イ)-(ア)	
	課税標準額	円	課税標準額	円	課税標準額	円
	税率		税率		税率	
	税額	円	税額	円	税額	円
	納付額	円	/		納付額	円

証紙代金収納印表示欄

第65号の7様式（第57条の16関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 受付印 </div>		年 月 日 様		申 告 者	住 所 (所在地)	処 理 事 項	審 査	調 定 済 印	台 帳 登 載 者	
					氏 名 (名称)		(印)			
譲渡担保財産の取得に係る納税義務免除申告書										
年 度	年 度	税 目		自動車税の環境性能割						
納 税 義 務 免 除 を 受 け よ う と す る 自 動 車	登 録 番 号		初 度 登 録 年		年					
	車 名		車 台 番 号							
	型 式		類 別 区 分 番 号							
	定 置 場 (使用の本拠の位置)									
	譲渡担保 財産の設 定者		住 所 (所在地)							
			氏 名 (名称)							
	設 定 年 月 日		年 月 日		移 転 年 月 日		年 月 日			
	課 税 標 準 額		千円		税 額		円			
免除を受けようとする 自動車税の環境性能割 の納期限		年 月 日		免除を受けようとする 税額		円				
備 考										

第65号の8様式（第57条の16関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 受付印 </div>		年 月 日 様		申 告 者	住 所 (所在地)	処理事項	審 査	調 定 済 印	台 帳 登 載 者	
					氏 名 (名称)		(印)			
譲渡担保財産の取得に係る規定の適用があるべき旨の申告書										
年	度	年度	税	目	自動車税の環境性能割					
徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 自 動 車	登 録 番 号			初 度 登 録 年		年				
	車 名			車 台 番 号						
	型 式			類 別 区 分 番 号						
	定 置 場 (使用の本拠の位置)									
	譲渡担保財産 の設定者		住 所 (所在地)							
			氏 名 (名称)							
	設 定 年 月 日		年 月 日		移 転 (予定) 年月日		年 月 日			
課 税 標 準 額		千円		税 額		円				
徴収猶予を受けようとする 期間		年 月 日まで		徴収猶予を受けよう とする税額		円				
備 考										

第65号の9様式（第57条の16関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 受付印 </div>		年 月 日 様		申 請 者	住 所 (所在地)	処 理 事 項	審 査	調 定 済 印	台 帳 登 載 者	
					氏 名 (名称)		(印)			
譲渡担保財産の移転に係る還付申請書										
年 度	年 度	税 目	自動車税の環境性能割							
還 付 を 受 け よ う と す る 自 動 車	登 録 番 号			初 度 登 録 年	年					
	車 名			車 台 番 号						
	型 式			類 別 区 分 番 号						
	定 置 場 (使用の本拠の位置)									
	譲渡担保財産の設定者		住 所 (所在地)							
			氏 名 (名称)							
	設 定 年 月 日		年 月 日		移 転 年 月 日		年 月 日			
	課 税 標 準 額		千円		税 額		円			
還付を受けようとする自動車税の環境性能割の納付年月日		年 月 日		還付を受けようとする税額		円				
備 考										

第65号の10様式（第57条の17関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</div>		年 月 日 申 請 者 京都市自動車税 管理事務所長 様		住 所 (所在地)	審 査	調 定 済 印	台帳登載者	
				氏 名 (名称)	処 理 事 項			
自動車を返還した場合の 還 納 付 義 務 免 除 申 請 書								
年 度	年 度	税 目		自動車税の環境性能割				
還 納 義 務 免 除 付 を受けようとする自動車	登 録 番 号		初 度 登 録 年		年			
	車 名		車 台 番 号					
	型 式		類 別 区 分 番 号					
	定 置 場 〔使用の本拠 の位置〕							
	取 得 年 月 日	年 月 日	返 還 年 月 日	年 月 日				
	返還した販売会 社の名称等							
	課 税 標 準 額	千円	税 額	円				
	還 納 付 義 務 免 除	を受けようとする 自動車税の環境性能割の		納 付 年 月 日 納 期 限	年 月 日			
	還 納 付 義 務 免 除	を受けようとする税額		円				
返 還 し た 理 由								

第65号の11様式（第57条の21、第58条の3の4関係）

1 身体障害者、戦傷病者及び知的障害者が所有する自動車に係る自動車税の環境性能割・種別割減免申請書

(表)

自動車税の環境性能割・種別割減免申請書
(身体障害者、戦傷病者及び知的障害者用)

年 月 日

京都府自動車税管理事務所長 様

住 所

申 請 者 フリがな

(納税義務者) 氏 名

㊟

電話番号() ー

下欄の自動車の自動車税の環境性能割種別割について、京都府府税条例第63条の14第1項の規定により減免を申請しまた、京都府府税条例第69条第2項す。

なお、この申請に際し、裏面記載の誓約事項について誓約します。

自動車	登録番号	京都・京	<input type="checkbox"/> 自家用 ※事業用は、 不可	登録年月日 年 月 日	車検有効期間満了日 年 月 日		
	使用の本拠の位置	(□申請者住所に同じ。)		初度登録年月 年 月	総排気量又は定格出力 リットル 又はキロ ワット		
運 転 者	運転者住所	(□申請者 □障害者 に同じ。)		フリがな	(□申請者 □障害者 に同じ。)		
				氏名			
免 許 者	免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他()		交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日		
	免許の条件	<input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他()					
障 害 者	障害者住所	(□申請者に同じ。)		フリがな	(□申請者に同じ。)		
				氏名			
				生年月日 年 月 日			
	手帳の番号(身障・療育・戦傷) 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	再交付年月日 年 月 日	次回判定年月(再認定年月日) 年 月 日			
◎該当する障害の程度(級・項症・款症)を記入してください。							
	障害の区分	障害の程度	障害の区分	障害の程度			
	視覚障害		心臓機能障害				
	聴覚障害		腎臓機能障害				
	平衡機能障害		呼吸器機能障害				
	音声機能障害		ぼうこう又は直腸機能障害				
	上肢不自由		小腸機能障害				
	下肢不自由		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				
	体幹不自由		肝臓機能障害				
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	注 音声機能障害の場合は、喉頭摘出によるものに限ります。また、障害者本人が所有(取得)し、かつ、運転する自動車に限ります。				
		移動機能					
◎障害が重複する場合、該当する障害の区分全てに障害の程度を記入し、併せて総合等級を記入してください。			<table border="1"> <tr> <td>総合等級 (級・項症・款症)</td> <td></td> </tr> </table>			総合等級 (級・項症・款症)	
総合等級 (級・項症・款症)							
<table border="1"> <tr> <td>知的障害</td> <td></td> </tr> </table>			知的障害		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳と療育手帳(A判定)の両方を所持している。		
知的障害							

既に減免を受けている自動車	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 (バイクを含む。) (京都・京) </div> ➡ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 転出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> その他() </div>
注 1 減免の対象となる自動車(軽自動車(バイクを含む。))を含む。))は、障害のある方1名につき1台に限ります。 2 既に減免を受けている自動車を乗り換える場合には、新たな自動車の減免申請時に、以前減免を受けていた自動車の抹消登録、移転登録又は転出登録が済んでいる必要があります。 3 現在、自動車税の種別割の減免を受けていなくても、過去に自動車取得税又は自動車税の環境性能割が減免された自動車を所有している場合は、新たに取得する自動車の自動車税の環境性能割の減免を受けることはできません。		

注 裏面も必ずお読みください。障害者以外の方が所有し、又は運転する場合は、裏面も記入してください。

※以下の欄は、記入不要です。

職員記入欄	確 認 印			種 別 割 月 割 減 免	理 由	<input type="checkbox"/> 手帳新規取得 <input type="checkbox"/> その他()	適 用 年 月	年 月
	審 査		障害者手帳等確認 年 月 日	税 目	課 税 額		減 免 額	減免後の税額
調 査		障害者手帳等確認 年 月 日	種 別 割	円 (<input type="checkbox"/> 軽課 <input type="checkbox"/> 重課)		<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 45,000円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円	
電 算 力		<input type="checkbox"/> 別居扶養該当	環 境 性 能 割	円 千円×税率 %		<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 3,000千円 ×税率 % <input type="checkbox"/> 円 ×税率 %	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円	

備考 この様式は、必要に応じ、事項の配列の順序を変更し、又は加除をすることができる。

(裏)

使用状況及び誓約に関する事項(身体障害者、戦傷病者及び知的障害者用)

使用 状 況 に 関 す る 事 項	氏 名	障害者 との続柄	障害者との生計の関係
	申請者(納税義務者)		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている。
	運転者		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている。
	障害者	本 人	
使用 目 的	<input type="checkbox"/> 通 院(病院名) <input type="checkbox"/> 通 所(施設名) <input type="checkbox"/> 通学・通園(学校名) <input type="checkbox"/> 買 物 <input type="checkbox"/> その他()		

- 注 1 障害者が所有し、かつ、運転する場合は、記入は不要です。
 2 障害者以外の方が所有し、又は運転する場合は、その人が障害者と生計を一にしている場合に限りです。
 3 障害者のために使用する場合の使用目的について、該当するものに「レ」及び名称等を記入してください(複数選択可)。

誓 約 事 項	1 減免申請した自動車は、専ら(7割以上)障害者のために使用すること。 2 減免申請内容の変更の有無について自動車税管理事務所から照会があつたときは、現況を正しく回答すること。また、使用実態調査等が実施されたときは、積極的に協力すること。 3 減免の要件を満たさなくなつたときは、その旨を直ちに自動車税管理事務所長に届け出ること。この場合、減免を取り消されても異議を申し立てずに、適正に納税すること。
------------------	--

- 注 1 必要事項を記入の上、自動車検査証(原本)、運転免許証(原本)及び身体障害者手帳(原本)等を添えて申請してください(印鑑も持参してください。)
 2 次に掲げる自動車は、減免の対象となりません。
 (1) 京都運輸支局からナンバープレート(自動車登録番号標をいう。)の交付を受けた自動車以外の自動車
 (2) その所有者が法人である自動車
 (3) リースの自動車
 3 軽自動車税の種別割(市町村税)の減免については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

2 精神障害者が所有する自動車に係る自動車税の環境性能割・種別割減免申請書

(表)

自動車税の環境性能割・種別割減免申請書
(精神障害者用)

年 月 日

京都府自動車税管理事務所長 様

住 所
申 請 者 ふりがな
(納税義務者) 氏 名 ㊦
電話番号() ー

下欄の自動車の自動車税の環境性能割種別割について、京都府府税条例第63条の14第1項の規定により減免を申請し、京都府府税条例第69条第2項を申請します。

なお、この申請に際し、裏面記載の誓約事項について誓約します。

自動車	登録番号	京都・京	<input type="checkbox"/> 自家用 ※事業用は、不可	登録年月日 年 月 日	車検有効期間満了日 年 月 日			
	使用の本拠の位置	(<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ。)		初度登録年月 年 月	総排気量又は定格出力 リットル又はキロワット			
運 転 者	運転者住所 (<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 障害者 に同じ。)			ふりがな				
				氏名	(<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 障害者に同じ。)			
	免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他()	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日				
	免許の条件 <input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他()							
障 害 者	障害者住所 (<input type="checkbox"/> 申請者に同じ。)			ふりがな				
				氏名	(<input type="checkbox"/> 申請者に同じ。)			
				生年月日	年 月 日			
	手帳番号	府・市第 号	交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日				
	障害等級	<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 1級と同程度	国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害の状態と同程度の状態					
精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付		<input type="checkbox"/> あり	自立支援医療受給者番号	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
既に減免を受けている自動車	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <table style="display: inline-table; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 (バイクを含む。 (京都・京)) </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">➡</td> <td style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 転出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> その他() </td> </tr> </table>					<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 (バイクを含む。 (京都・京))	➡	<input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 転出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 (バイクを含む。 (京都・京))	➡	<input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 転出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> その他()						

注 1 減免の対象となる自動車(軽自動車(バイクを含む。))を含む。))は、障害のある方1名につき1台に限り
ます。

注 2 既に減免を受けている自動車を乗り換える場合には、新たな自動車の減免申請時に、以前減免を受けていた自動車の抹消登録、移転登録又は転出登録が済んでいる必要があります。

注 3 現在、自動車税の種別割の減免を受けていなくても、過去に自動車取得税又は自動車税の環境性能割が減免された自動車を所有している場合は、新たに取得する自動車の自動車税の環境性能割の減免を受けることはできません。

注 裏面も必ずお読みください。障害者以外の人が所有し、又は運転する場合は、裏面も記入してください。

※以下の欄は、記入不要です。

職員記入欄	確 認 印			種 別 割 月割減免	理 由	<input type="checkbox"/> 手帳新規取得 <input type="checkbox"/> その他()	適 用 年 月	年 月
	審 査		障害者手帳等確認 年 月 日	税 目	課 税 額	減 免 額	減 免 後 の 税 額	
	調 査		運転免許証等確認 年 月 日	種 別 割	円 (<input type="checkbox"/> 軽課 <input type="checkbox"/> 重課)	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 45,000円 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円	
	電 算 入 力		<input type="checkbox"/> 別居扶養該当	環 境 性 能 割	円 千円×税率 % <input type="checkbox"/> エコカー減税 <input type="checkbox"/> 改造費加算	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 円 <input type="checkbox"/> 3,000千円 ×税率 % <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円 ×税率 %	

備考 この様式は、必要に応じ、事項の配列の順序を変更し、又は加除をすることができる。

(裏)

使用状況及び誓約に関する事項(精神障害者用)

使用 状 況 に 関 す る 事 項	氏 名	障害者 との続柄	障害者との生計の関係
	申請者(納税義務者)		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている。
	運転者		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている。
	障害者	本 人	
使用 目 的	<input type="checkbox"/> 通 院(病院名) <input type="checkbox"/> 通 所(施設名) <input type="checkbox"/> 通学・通園(学校名) <input type="checkbox"/> 買 物 <input type="checkbox"/> その他()		

- 注 1 障害者が所有し、かつ、運転する場合は、記入は不要です。
 2 障害者以外の方が所有し、又は運転する場合は、その人が障害者と生計を一にしている場合に限りです。
 3 障害者のために使用する場合の使用目的について、該当するものに「レ」及び名称等を記入してください(複数選択可)。

誓 約 事 項	<p>1 減免申請した自動車は、専ら(7割以上)障害者のために使用すること。</p> <p>2 減免申請内容の変更の有無について自動車税管理事務所から照会があったときは、現況を正しく回答すること。また、使用実態調査等が実施されたときは、積極的に協力すること。</p> <p>3 減免の要件を満たさなくなったときは、その旨を直ちに自動車税管理事務所長に届け出ること。この場合、減免を取り消されても異議を申し立てずに、適正に納税すること。</p>
------------------	---

- 注 1 必要事項を記入の上、自動車検査証(原本)、運転免許証(原本)及び身体障害者手帳(原本)等を添えて申請してください(印鑑も持参してください)。
 2 次に掲げる自動車は、減免の対象となりません。
 (1) 京都運輸支局からナンバープレート(自動車登録番号標をいう)の交付を受けた自動車以外の自動車
 (2) その所有者が法人である自動車
 (3) リースの自動車
 3 軽自動車税の種別割(市町村税)の減免については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

3 身体障害者、戦傷病者及び知的障害者が所有する自動車(常時介護者運転用)に係る自動車税の環境性能割・種別割減免申請書

(表)

自動車税の環境性能割・種別割減免申請書
(身体障害者、戦傷病者及び知的障害者用(常時介護者運転用))

年 月 日

京都府自動車税管理事務所長 様

住 所
申 請 者 ふりがな
(納税義務者) 氏 名 ㊟
電話番号() ー

下欄の自動車の自動車税の環境性能割種別割について、京都府府税条例第63条の14第1項の規定により減免を申請し、京都府府税条例第69条第2項をます。

なお、この申請に際し、裏面記載の誓約事項について誓約します。

自動車	登録番号	京都・京	<input type="checkbox"/> 自家用 ※事業用は、不可	登録年月日 年 月 日	車検有効期間満了日 年 月 日																																			
	使用の本拠の位置	(□申請者住所に同じ。)		初度登録年月 年 月	総排気量又は定格出力 リットル 又はキロワット																																			
運転者	運転者(常時介護者)住所			ふりがな																																				
				氏名																																				
	免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他()		交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日																																			
	免許の条件	<input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他()																																						
障害者	障害者住所			氏名	申請者に同じ。																																			
	申請者に同じ。			生年月日	年 月 日																																			
	世帯構成： <input type="checkbox"/> 障害者単身 <input type="checkbox"/> 障害者のみで構成																																							
	手帳の番号(身障・療育・戦傷) 府・市 第 号	交付年月日 年 月 日	再交付年月日 年 月 日	次回判定年月(再認定年月日) 年 月 日																																				
◎該当する障害の程度(級・項症・款症)を記入してください。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">障害の区分</th> <th style="width: 25%;">障害の程度</th> <th style="width: 25%;">障害の区分</th> <th style="width: 25%;">障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td></td> <td>心臓機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td></td> <td>腎臓機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td></td> <td>呼吸器機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td></td> <td>ぼうこう又は直腸機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td></td> <td>小腸機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td></td> <td rowspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td></td> <td>肝臓機能障害</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						障害の区分	障害の程度	障害の区分	障害の程度	視覚障害		心臓機能障害		聴覚障害		腎臓機能障害		平衡機能障害		呼吸器機能障害		上肢不自由		ぼうこう又は直腸機能障害		下肢不自由		小腸機能障害		体幹不自由		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		移動機能		肝臓機能障害	
障害の区分	障害の程度	障害の区分	障害の程度																																					
視覚障害		心臓機能障害																																						
聴覚障害		腎臓機能障害																																						
平衡機能障害		呼吸器機能障害																																						
上肢不自由		ぼうこう又は直腸機能障害																																						
下肢不自由		小腸機能障害																																						
体幹不自由		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害																																						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能																																							
	移動機能		肝臓機能障害																																					
注 該当する障害が音声機能障害(喉頭摘出によるもの)のみの場合は、常時介護に係る減免は受けることはできません。																																								
◎障害が重複する場合、該当する障害の区分全てに障害の程度を記入し、併せて総合等級を記入してください。				➡																																				
知的障害				総合等級(級・項症・款症)																																				
				➡																																				
				<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳と療育手帳(A判定)の両方を所持している。																																				

既に減免を受けている自動車	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 (バイクを含む。) (京都・京) </div> ➡ <input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 転出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> その他()
注 1 減免の対象となる自動車(軽自動車(バイクを含む。))を含む。))は、障害のある方1名につき1台に限ります。 2 既に減免を受けている自動車を乗り換える場合には、新たな自動車の減免申請時に、以前減免を受けていた自動車の抹消登録、移転登録又は転出登録が済んでいる必要があります。 3 現在、自動車税の種別割の減免を受けていなくても、過去に自動車取得税又は自動車税の環境性能割が減免された自動車を所有している場合は、新たに取得する自動車の自動車税の環境性能割の減免を受けることはできません。		

注 裏面も必ずお読みいただき、必要事項を記入の上、福祉事務所長又は町村長の確認を受けてください。

※以下の欄は、記入不要です。

職員記入欄	確 認 印			種 別 割 月 割 減 免	理 由	<input type="checkbox"/> 手帳新規取得 <input type="checkbox"/> その他()	適 用 年 月	年 月
	審 査		障害者手帳等確認 年 月 日	税 目	課 税 額	減 免 額	減免後の税額	
	調 査		運転免許証等確認 年 月 日	種 別 割	円 (<input type="checkbox"/> 軽課 <input type="checkbox"/> 重課)	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 45,000円 <input type="checkbox"/> 円	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円	
	電 算 入 力		<input type="checkbox"/> 別居扶養該当	環 境 性 能 割	円 千円×税率 % <input type="checkbox"/> エコカー減税 <input type="checkbox"/> 改造費加算	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 3,000千円 ×税率 % <input type="checkbox"/> ×税率 %	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円	

備考 この様式は、必要に応じ、事項の配列の順序を変更し、又は加除することができる。

(裏)

使用状況及び誓約に関する事項(身体障害者、戦傷病者及び知的障害者用)

申 請 者 記 入 欄			
使 用 状 況 に 関 す る 事 項	氏 名	障害者の世帯の状態	障害者との関係
	申請者(障害者)	<input type="checkbox"/> 障害者のみで構成している。	/
	運転者		
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 通 院(病院名) <input type="checkbox"/> 通 所(施設名) <input type="checkbox"/> 通学・通園(学校名) <input type="checkbox"/> 買 物 <input type="checkbox"/> その他()		

- 注 1 上欄について記入の上、福祉事務所長又は町村長の確認を必ず受けてください。
 2 障害者のために使用する場合の使用目的について、該当するものに「レ」及び名称等を記入してください(複数選択可)。

誓 約 事 項	1 減免申請した自動車は、専ら(7割以上)障害者のために使用すること。 2 減免申請内容の変更の有無について自動車税管理事務所から照会があつたときは、現況を正しく回答すること。また、使用実態調査等が実施されたときは、積極的に協力すること。 3 減免の要件を満たさなくなつたときは、その旨を直ちに自動車税管理事務所長に届け出ること。この場合、減免を取り消されても異議を申し立てずに、適正に納税すること。
------------------	--

- 注 1 必要事項を記入の上、自動車検査証(原本)、運転免許証(原本)及び身体障害者手帳(原本)等を添えて申請してください(印鑑も持参してください)。
 2 次に掲げる自動車は、減免の対象となりません。
 (1) 京都運輸支局からナンバープレート(自動車登録番号標をいう。)の交付を受けた自動車以外の自動車
 (2) その所有者が法人である自動車
 (3) リースの自動車
 3 軽自動車税の種別割(市町村税)の減免については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

確 認 者 記 入 欄	
上記の使用状況に関する事項について、確認しました。	
年 月 日	
福祉事務所長又は町村長	
印	

4 精神障害者が所有する自動車(常時介護者運転用)に係る自動車税の環境性能割・種別割減免申請書

(表)

自動車税の環境性能割・種別割減免申請書 (精神障害者用(常時介護者運転用))					
京都府自動車税管理事務所長 様			年 月 日		
			住 所		
			申 請 者 ぶりがな (納税義務者) 氏 名 ㊟		
			電話番号() ー		
<p>下欄の自動車の自動車税の環境性能割種別割減免申請書について、京都府府税条例第63条の14第1項の規定により減免を申請し、京都府府税条例第69条第2項す。</p> <p>なお、この申請に際し、裏面記載の誓約事項について誓約します。</p>					
自動車	登録番号	京都・京	<input type="checkbox"/> 自家用 ※事業用は、不可	登録年月日 年 月 日	車検有効期間満了日 年 月 日
	使用の本拠の位置	(<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ。)		初度登録年月 年 月	総排気量又は定格出力 リットル又はキロワット
運 転 者	運転者(常時介護者)住所			ぶりがな 氏名	
	免許の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> その他()		交付年月日 年 月 日	有効期限 年 月 日
	免許の条件	<input type="checkbox"/> 中型車(8t) <input type="checkbox"/> AT車限定(中型車・普通車) <input type="checkbox"/> その他()			
障 害 者	障害者住所			氏名	申請者に同じ。
	申請者に同じ。			生年月日	年 月 日
	世帯構成: <input type="checkbox"/> 障害者単身 <input type="checkbox"/> 障害者のみで構成				
	手帳番号	府・市第 号	交付年月日 年 月 日	有効期限	年 月 日
障害等級	<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 1級と同程度 国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害の状態と同程度の状態				
精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付		<input type="checkbox"/> あり	自立支援医療費受給者番号	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
既に減免を受けている自動車	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり } <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 (バイクを含む。) (京都・京) } </div>				
	<div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> } <input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 転出 (年 月 日) <input type="checkbox"/> その他() </div>				
<p>注 1 減免の対象となる自動車(軽自動車(バイクを含む。))を含む。は、障害のある方1名につき1台に限りです。</p> <p>2 既に減免を受けている自動車を乗り換える場合には、新たな自動車の減免申請時に、以前減免を受けていた自動車の抹消登録、移転登録又は転出登録が済んでいる必要があります。</p> <p>3 現在、自動車税の種別割の減免を受けていなくても、過去に自動車取得税又は自動車税の環境性能割が減免された自動車を所有している場合は、新たに取得する自動車の自動車税の環境性能割の減免を受けることはできません。</p>					

注 裏面も必ずお読みいただき、必要事項を記入の上、福祉事務所長(京都市においては、保健所長)又は町村長の確認を受けてください。

※以下の欄は、記入不要です。

職員記入欄	確 認 印			種別 月割減免	理 由	<input type="checkbox"/> 手帳新規取得 <input type="checkbox"/> その他()	適 用 年 月	年 月
	審 査		障害者手帳等確認 年 月 日	税 目	課 税 額	減 免 額	減免後の 税 額	
	調 査		障害者手帳等確認 年 月 日	種 別 割	円 (<input type="checkbox"/> 軽課 <input type="checkbox"/> 重課)	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 <input type="checkbox"/> 45,000円 <input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/> 0円 <input type="checkbox"/> 円
	電 算 入 力		<input type="checkbox"/> 別居扶養該当	環 境 性 能 割	円 千円×税率 % <input type="checkbox"/> エコカー減税 <input type="checkbox"/> 改造費加算	<input type="checkbox"/> 左に同じ。 円	円 3,000千円 ×税率 % <input type="checkbox"/>	円 0円 ×税率 % <input type="checkbox"/>

備考 この様式は、必要に応じ、事項の配列の順序を変更し、又は加除をすることができる。

(裏)

使用状況及び誓約に関する事項(精神障害者用)

申 請 者 記 入 欄			
使 用 状 況 に 関 す る 事 項	氏 名	障害者の世帯の状態	障害者との関係
	申請者(障害者)	<input type="checkbox"/> 障害者のみで構成している。	/
	運転者		
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 通 院(病院名) <input type="checkbox"/> 通 所(施設名) <input type="checkbox"/> 通学・通園(学校名) <input type="checkbox"/> 買 物 <input type="checkbox"/> その他()		

- 注 1 上欄について記入の上、福祉事務所長(京都市においては、保健所長)又は町村長の確認を必ず受けてください。
 2 障害者のために使用する場合の使用目的について、該当するものに「レ」及び名称等を記入してください(複数選択可)。

誓 約 事 項	1 減免申請した自動車は、専ら(7割以上)障害者のために使用すること。 2 減免申請内容の変更の有無について自動車税管理事務所から照会があつたときは、現況を正しく回答すること。また、使用実態調査等が実施されたときは、積極的に協力すること。 3 減免の要件を満たさなくなつたときは、その旨を直ちに自動車税管理事務所長に届け出ること。この場合、減免を取り消されても異議を申し立てずに、適正に納税すること。
------------------	--

- 注 1 必要事項を記入の上、自動車検査証(原本)、運転免許証(原本)及び身体障害者手帳(原本)等を添えて申請してください(印鑑も持参してください)。
 2 次に掲げる自動車は、減免の対象となりません。
 (1) 京都運輸支局からナンバープレート(自動車登録番号標をいう。)の交付を受けた自動車以外の自動車
 (2) その所有者が法人である自動車
 (3) リースの自動車
 3 軽自動車税の種別割(市町村税)の減免については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

確 認 者 記 入 欄	
上記の使用状況に関する事項について、確認しました。	
年 月 日	
福祉事務所長(京都市においては、保健所長)又は町村長	
印	

5 構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの等に係る自動車税の環境性能割・種別割減免申請書

自動車税の環境性能割・種別割減免申請書

年 月 日

京都府自動車税管理事務所長 様

住 所

申 請 者 氏 名 〇

(納税義務者) 〇

電話番号() ー

下記の自動車の自動車税の環境性能割種別割について、京都府府税条例第63条の14第1項の規定により減免を申請し、京都府府税条例第69条第2項の規定により減免を申請します。

記

自 動 車	登録番号	京都・京	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用	登録年月日 年 月 日	車検有効期間満了日 年 月 日
	使用の本拠の位置	(<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ。)			
構 造 変 更 の 状 況 等	特別仕様による製造又は構造変更の状況(自動車検査証の記載内容)				
	・車体の形状 <input type="checkbox"/> 車椅子移動車 <input type="checkbox"/> 身体障害者輸送車 <input type="checkbox"/> 入浴車		・備考 車椅子固定装置付(基)		
	取得価格 ①				
	類似の自動車で特別仕様等をしていないものの取得価格 ②				
	特別仕様による製造又は構造変更に要した経費(①ー②)				
使用の目的					
使用開始年月日	年 月 日				
添付書類	1 自動車検査証の写し 2 構造変更をした旨を証する書類(図面又は写真※) ※ 車両の前後各1枚(ナンバープレートを確認することができること。)及び車両内部の構造変更を確認することができるもの1枚(計3枚)			自動車税の環境性能割	<input type="checkbox"/> 全部減免 <input type="checkbox"/> 一部減免

備考 この様式は、必要に応じ、事項の配列の順序を変更し、又は加除をすることができる。

第65号の12様式（第57条の21関係）

自動車税の環境性能割 災害減免申請書

年 月 日

京都府自動車税管理事務所長 様

申 請 者 住 所 又 は
(納税義務者) 所 在 地

氏名又は名称及び
代 表 者 名

電 話 番 号

(印)

災害を受けた年月日	年 月 日	災害の種類	
災害を受けた場所			
	被 災 自 動 車	代 替 自 動 車	
登 録 番 号	京・京都	京・京都	
車 台 番 号			
納 税 義 務 者 名			
定 置 場 (使用の本拠の位置)			
初 度 登 録 年 月	年 月	年 月	
車 名			
型 式			
自 動 車 の 種 別			
用 途			
自家用・事業用の別			
類 別 区 分 番 号			
抹 消 登 録 年 月 日	年 月 日		

※ 以下の欄は、記入しないでください。

被災自動車の 被災前日の価額 (A)	被災自動車の税率 (B)	(A) × (B) (C)	代替自動車の 自動車税の 環境性能割額 (D)	減 免 額 (C又はDのい ずれか低い額)
円	%	円	円	円

- 添付書類 1 被災自動車が災害を受けたことを証する書類
- 2 被災自動車の抹消登録証明書の写し
- 3 代替自動車の自動車検査証の写し

第65号の13様式（第57条の21関係）

一般貸切用バスの自動車税の環境性能割減申請書					年 月 日
京都府自動車税管理事務所長 様					
住所又は所在地					
申請者					
氏名又は名称 及び代表者名					(印)
登録番号			取得年月日 年 月 日		
種 別	用 途		車名及び型式	初度登録年月 年 月	
車台番号	乗車定員 人(人)	最大積載量 キ ロ〔 キ ロ 〕 グラム〔 グラム 〕	軸距 メートル	総排気量又は 定格出力 リットル又は キロワット	
定置場(使用の本拠の位置)					
所有者の氏名又は名称			所有者の住所又は所在地		
使用の目的					

第65号の14様式（第57条の22関係）

1 市町村(京都市を除く。)分

年 月 日

京都府知事 様

市町村長 印

京都府府税規則第57条の22の規定により自動車税の環境性能割の交付額(年度分)の算定に用いる資料を提出します。

(1) 市町村道の延長

(単位 メートル)

路面幅員が4.5メートル以上の市町村道(橋梁を除く。)	路面幅員が2.5メートル以上4.5メートル未満の市町村道(橋梁を除く。)	橋 梁		合 計
		木 橋	そ の 他	

(2) 市町村道の面積

(単位 平方メートル)

路面幅員6.5メートル以上の市町村道(橋梁を除く。)	路面幅員4.5メートル以上6.5メートル未満の市町村道(橋梁を除く。)	路面幅員2.5メートル以上4.5メートル未満の市町村道(橋梁を除く。)	橋 梁	合 計

2 京都市分

年 月 日

京都府知事 様

京都市長 印

京都府府税規則第57条の22の規定により自動車税の環境性能割の交付額(年度分)の算定に用いる資料を提出いたします。

(1) 京都市道

ア 延長

(単位 メートル)

路面幅員が4.5メートル以上の京都市道(橋梁を除く。)	路面幅員が2.5メートル以上4.5メートル未満の京都市道(橋梁を除く。)	橋 梁		合 計
		木 橋	そ の 他	

イ 面積

(単位 平方メートル)

路面幅員6.5メートル以上の京都市道(橋梁を除く。)	路面幅員4.5メートル以上6.5メートル未満の京都市道(橋梁を除く。)	路面幅員2.5メートル以上4.5メートル未満の京都市道(橋梁を除く。)	橋 梁	合 計

(2) 京都市の区域内に存する一般国道及び府道

ア 延長

(単位 メートル)

一 般 国 道 (橋 梁 を 除 く 。)	府 道 (橋 梁 を 除 く 。)	橋 梁	合 計

イ 面積

(単位 平方メートル)

一般国道(橋梁を除く。)				府道(橋梁を除く。)		橋 梁	合 計
指 定 区 間		指 定 区 間 以 外					
砂利道	舗装道	砂利道	舗装道	砂利道	舗装道		

別記第66号様式及び別記第67号様式中「自動車税減免申請書」を「自動車税の種別割減免申請書」に改める。

別記第68号様式及び別記第69号様式を次のように改める。

第68号様式 (第58条の4 関係)



(直径3.0センチメートル)

備考 必要に応じ、符号を入れるものとする。

第69号様式（第58条の4関係）



（直径3.0センチメートル）

備考 必要に応じ符号を入れるものとする。

（京都府組織規程の一部改正）

第2条 京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第75条第1項管理課の項第18号中「自動車税」の右に「の種別割」を加える。

第75条の2管理課の項第11号中「及び自動車取得税」を削り、同条課税課の項第1号中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項第2号中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、「犯則取締」を「犯則取締り」に改め、同項第3号及び第4号中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項第5号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同項第6号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「犯則取締」を「犯則取締り」に改め、同項第7号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同項第8号中「自動車取得税額」を「自動車税の環境性能割額」に改める。

（特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 特定非営利活動法人に係る京都府府税条例の特例に関する条例施行規則（平成15年京都府規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第1項中「第122条第1項」を「第160条第1項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第3項及び第4項中「第51条第1項」を「第63条の8第1項」に改める。

別記第4号様式中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

（合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例第4条に規定する規則で定める様式を定める規則の一部改正）

第4条 合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例第4条に規定する規則で定める様式を定める規則（平成26年京都府規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1項中「自動車税」の右に「の種別割」を加える。

別記第1号様式中

「自動車税証紙 (Automobile Tax Stamp)」を「自動車税の種別割証紙 (Automobile Tax(Category Base) Stamp)」に改める。

附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定（京都府府税規則附則第9項の改正規定中「平成33年12月31日」を「令和3年12月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第41号

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則（昭和39年京都府規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3,500円」を「3,570円」に改める。

附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料及び手数料について適用する。

訓 令

京都府訓令第3号

京都府立洛南病院

京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 9 月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令の一部を改正する訓令

京都府立洛南病院使用料及び手数料の減免に関する訓令（昭和51年京都府訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「3,500円」を「3,570円」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。